

社会福祉法人どろんこ会

役員、評議員及び顧問の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人どろんこ会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規程に基づき、役員、評議員及び顧問の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び顧問を併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であり、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(勤務形態に応じた報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

(報酬等の算定)

第4条 常勤の理事に対する報酬の額は、別表1定める報酬総額（年額）の範囲内で、理事会において決定する。

- 2 非常勤の理事に対する報酬等の額は別表2に定める額とする。
- 3 監事に対する報酬等の額は別表3に定める額とする。
- 4 評議員に対する報酬等の額は別表4に定める額とする。
- 5 顧問に対する報酬等の額は別表5に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬の支給の時期は、毎月翌月25日とする。ただし、支給日が金融機関の休日の場合はその前日に繰り上げて支給する。

- 2 非常勤の役員、評議員及び顧問に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など、法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

- 3 但し、理事会及び評議員会が同日に開催され、いずれの会議にも出席した場合は、いずれかの会議への出席報酬のみを支給する。
- 4 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 5 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 常勤理事が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 常勤理事が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。
- 3 非常勤理事、監事、評議員及び顧問が出張する場合は、別表6に定める旅費等を支給する。

(報酬の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中において就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、次の算式により計算する。

$$\text{日割単価} = \text{報酬額} \div 20 \text{ 日}$$

$$\text{報酬支給額} = \text{就任、退任又は解任月の出勤日数} \times \text{日割単価}$$

(端数処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、1円に切り上げて処理する。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は令和2年4月1日より施行する。

別表 1（常勤の理事の報酬）

役職名	報酬総額（年額）
理事長	1,200 万円～3,600 万円
常務理事	840 万円～2,400 万円
理事	840 万円～1,800 万円

別表 2（非常勤の理事の報酬等）

名称	報酬	
理事会出席報酬	35,000 円	
理事業務報酬等	一日	60,000 円
	半日	30,000 円
	一時間	10,000 円

別表 3（監事の報酬等）

名称	報酬	
理事会出席報酬	35,000 円	
監事監査指導報酬等	一日	60,000 円
	半日	30,000 円
	一時間	10,000 円

別表 4（評議員の報酬等）

名称	報酬	
評議員会出席報酬	35,000 円	
評議員業務報酬等	一日	60,000 円
	半日	30,000 円
	一時間	10,000 円

別表 5（顧問の報酬等）

名称	報酬	
理事会・評議員会出席報酬	35,000 円	
顧問業務報酬等	一日	60,000 円
	半日	30,000 円
	一時間	10,000 円

別表 6（非常勤理事、監事、評議員及び顧問の出張旅費等）

名称	報酬	旅費
出張旅費等	一日	20,000 円 実費